

お客様各位

本人確認に関するお客様へのお願い

暴力団等によるマネーロンダリングの手口の巧妙化や、マネーロンダリング対策、テロ資金対策の国際基準であるFATF (Financial Action Task Force on Money Laundering:金融活動作業部会) 勧告の改正など、犯罪収益の移転をめぐる国内外の動向に対応するために「犯罪による収益移転防止に関する法律」が2008年3月1日より施工され、弊社が属する宅地建物取引業者にも、本人確認等が義務付けられました。これを受け、(株)ニーズコーポレーションでは、不動産の売買契約締結に際して、ご契約者様の本人確認を行わせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ■本人の確認について

法令により不動産の売買契約締結に際して、お客様全ての本人確認を実施させていただきます。契約の際には、本人確認資料をご持参ください。

### (1)お客様が個人の場合

運転免許証、各健康保険証、国民年金手帳、パスポート(旅券)等の提示をお客様より受け住所・氏名・生年月日の確認をさせていただきます。(※官公庁発行書類等の種類によっては、お客様のご住居に取引関連書類が到着したことを確認させていただく場合がございます)

### (2)お客様が法人の場合

お客様である法人と実際に取引をされる担当者双方の本人確認が必要になります。お客様である法人の本人確認は、登記事項証明書や印鑑証明書等の提示又は送付により確認させていただきます。実際に取引をされる担当者の本人確認は、住所・氏名・生年月日および当該法人における役職あるいは所属部署ついて確認をさせていただきます。

### (3)お客様が代理人を利用される場合

お客様が代理人を利用して取引をされる場合は、お客様と実際の取引担当者(代理人)双方の本人確認をさせていただきます。

## ■本人確認書類について

弊社担当とお客様が直接以下の本人確認書類の原本のいずれかをご提示いただくことにより本人確認をさせていただきます。

### (1)個人のお客様の本人確認書類(法人の取引担当者や代理人の確認書類も個人のお客様の書類と同様です)

- ・ 運転免許証・旅券(パスポート) ・ 住民基本台帳カード ・ 各種健康保険証 ・ 印鑑証明書(売買契約書にご捺印いただく印と同じもの)
  - ・ 外国人登録書・乗員手帳・各種福祉手帳 ・ 医療受給者証 ・ 母子健康手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 官公庁から発行、発給された書類
- 本人確認資料は、住所・氏名・生年月日が記載されたものに限ります。

### (2)法人のお客様の本人確認書類

- ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑証明書 ・ 官公庁から発行、発給された書類

## ■ご了承いただきたい事項について

(1)本人確認が出来ない場合には、契約の手続きが出来ない場合がございます。

(2)お客様よりご提示又はご送付いただいた本人確認書類は、原則としてコピーを取得し弊社で保管させていただきます。なお、コピーは返却できません。

(3)本人確認書類に原本を本人が直接提示する以外の方法により本人確認を行う場合には、法令に基づき、本人確認書類に記載された住所氏名宛に、契約関係書類を書類等で転送不要郵便としてお送りし、お客様へ到着したことを弊社が確認させていただきます。